

平成22年5月31日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年5月21日から平成22年5月27日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/05/31)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	4	42	3	0	564	0	613
大臣官房	0	0	0	0	3	0	3
統計情報部	0	0	0	0	0	0	0
医政局	0	17	0	0	7	0	24
健康局	0	45	0	0	105	0	150
医薬食品局	0	74	0	0	9	0	83
食品安全部	0	1	0	0	0	0	1
労働基準局	0	327	3	0	88	0	418
職業安定局	0	31	4	0	142	0	177
職業能力開発局	0	10	105	0	15	2	132
雇用均等・児童家庭局	0	201	0	0	132	181	514
社会・援護局	0	88	2	0	30	0	120
障害保健福祉部	0	2	0	0	0	0	2
老健局	0	31	0	0	9	15	55
保険局	0	62	0	0	3	0	65
年金局	0	9	1	0	30	0	40
政策統括官	0	10	0	0	2	0	12
日本年金機構	37	427	44	0	44	0	552
合計	41	1,377	162	0	1,183	198	2,961

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	427
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	542
法令遵守違反に関するもの	5
その他	1,987

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	4件	42件	3件	0件	564件	0件	613件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	613件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ある宗教団体がテロ行為を画策している。(電話)	④	厚生労働省の所管ではなく、警察に相談されたほうが良い旨ご説明し、ご理解を得ました。
2	長妻厚生労働大臣と直接会話をして意見を言いたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)	④	ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
3	【ご意見: 県住宅供給公社】 県営住宅に住んでいて、このたび退去することになったが、退去の際に1ヶ月以内に襖、畳を全面取り替えをさせられ15万円以上とられた。入居の際に敷金で5万円払ったのに足りないとのこと。生活が苦しいから県営住宅に住んでいたのに。県が委託している会社は高い。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	県の住宅供給公社は県庁が所管している旨返答いたしました。
4	【ご意見: 内容表示情報公開】 家庭用電化製品を買って、メーカーにフィルターの材質が何かと思って問い合わせたところ、おおまかなことは教えていただきましたが、詳しい内容は社外秘の名のもとに教えていただけませんでした。取扱説明書にも記載されておりません。工業製品や電化製品に消費者やユーザーやそれを扱う労働者は有害物質が含まれていないか不安に思う人もいます。消費者やユーザーなどへの情報公開として公正で詳細な材質や物質内容を表示する義務はあるのでしょうか?ないのでしょうか? (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、経済産業省の所管である旨返答いたしました。
5	【ご意見: 口蹄疫感染防止の為に海上隔離の提案】 現在宮崎県において拡大している口蹄疫の拡大を防止するために、発生源から10キロ圏内の牛、豚は殺処分と決定されていますが、この発生域が海岸沿いであることを利用して、未感染牛や豚を海上隔離したらどうかと考えます。大型自動車運搬船やフェリーをチャーターすれば、一隻10,000頭以上の隔離が可能だと思いますし、無駄な殺処分を防止でき、農家を救済できるのでは。素人考えですが、ご検討ください。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)	④	厚生労働省の所管ではなく、農林水産省の所管である旨返答いたしました。
6	※その他、口蹄疫や黄砂対策に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	歯科保健課総務係(内線2583) 医事課総務係(内線2566) 医事課試験免許室免許登録係 (内線2576、2577) 看護課総務係(内線2596)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	17件	0件	0件	7件	0件	24件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	19件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	歯科技工士法第26条で規定されている広告の制限に違反した場合、罰則規定があるのか。		歯科技工士法第32条において、30万円以下の罰金が規定されている旨をご説明しました。
2	歯科医院で受けた治療の内容について納得がいかない。都道府県等の公的な機関で相談が可能な機関はないのか。		都道府県等の医療安全支援センターにご相談いただくようご説明しました。
3	個人的に医療従事者としての資質を欠いていると思う医師について行政処分をして欲しいと考えているが、処分が行われるのはどのような場合なのか。		行政処分は、基本的には、罰金刑以上の者が対象となる旨をご説明しました。現在のところ、当該医師について罰金刑以上の刑が確定するか判断がつかないため、行政処分をすることは難しい旨ご説明しました。
4	行政処分の対象者に対する聴聞について、どのように行われているか教えて欲しい。		行政手続法(第3章 第2節 聴聞)に定められた規定の内容についてご説明しました。
5	過去に罰金刑に処せられたが、医師免許を取得することができるか教えて欲しい。(医師第法4条第3号等の内容に関する問い合わせ)		国家試験合格後、免許申請時において免許を与えるか与えないかの判断となるので、現段階では取得の可否はお答えできない旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	身体に障害を持っているが、医師免許を取得することができるか教えて欲しい。(医師法第4条第1号等に関する問い合わせ)		国家試験合格後、免許申請時において免許を与えるか与えないかの判断となるので、現段階では取得の可否はお答えできない旨をご説明しました。
7	3年制専門学校の看護師課程を卒業後、2年間病院で看護師として働いているが、現在、大学進学を考えており、編入学が可能かどうかを教えて欲しい。		一般的に修業年数が2年以上であり、課程の修了に必要な総授業数が1,700時間以上である専門学校の修了者であれば編入学は可能とされているが、編入学の要件については、さらに個別の大学で規定されている場合があるので、編入学を希望される各大学へお問い合わせいただくようご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	45件	0件	0件	105件	0件	150件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	10件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	140件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	肝炎治療に対する医療費助成制度の対象者や制度の内容等について教えてください。		本事業の目的や助成対象等、制度の概要についてご説明いたしました。
2	たばこの値上げをすべきではない。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
3	屋内だけではなく、屋外も禁煙にしてほしい。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
4	全面禁煙はやりすぎではないか。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
5	受動喫煙対策を行っていないところの行政指導をしてほしい。		貴重なご意見として拝聴いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	水道料金の徴収について、市の委託事業者が毎月の検針も行わずに高額な料金を請求してくるため、委託元の水道事業者(企業局)、市役所に伝えてもたらい回しにされてしまう。		市の相談窓口にご相談いただくよう、ご説明いたしました。
7	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数が増などにより対応している旨説明いたしました。
8	原爆症認定に関する異議申立の制度について教えてください。		制度の内容をご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	74件	0件	0件	9件	0件	83件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	83件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	家族がC型肝炎で肝硬変を発症しつつある。治療費助成等、何かもらえるものがあるのか教えてほしい。 (C型肝炎の治療費助成、給付金制度に対する照会多数)		肝炎治療に関する医療費助成について説明させていただくとともに「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」による給付金の概要をご説明いたしました。
2	肝炎の治療内容ははどういったものがあるか？また、費用はどのくらいか？ (C型肝炎に関する治療に関する照会多数)		個々の方によって異なりますので、医療機関や最寄りの保健所にご相談していただくようご案内したこと、併せて、肝炎治療に関する医療費助成についてもご説明いたしました。
3	過去に手術を受けたのだが、大丈夫か心配。どうすればよいか？ (C型肝炎ウイルス感染に関する照会多数)		C型肝炎ウイルスに感染しているかどうかはお電話の内容ではわからないため、ウイルス検査の受診をお勧めするなど今後の対応についてご説明をさせていただきました。
4	自宅近所に企業の倉庫があるが、毒劇物に該当する物質が容器に入れられ、積み上げられており、また危険物にあたる物も置いてあったり、倉庫自体が建築基準法違反といえるような構造になっていたり、近隣に住む者としては不安で仕方がない。地方自治体の各担当部署に掛け合ってみたが、あまり誠実に対応してくれていないと思えない。 国としては是正の措置をとるとともに、法令に基づく罰則を科すべきである。		保健所担当課に状況等を確認したところ、現在、他部署とも連携して検査等を実施しており、近くとりまとめを行うとのことでした。このため、当該保健所に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく保管管理の状況等を確認し、他部局とも連携を図った上でご相談者にご報告していただくようお願いするとともに、ご相談者に対しては、近く保健所から報告がなされる旨をお伝えいたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

局課(室)名	食品安全部企画情報課
照会先	総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ツイッターにて「木村もりよ」が口蹄疫について発言をしているが、殺処分について法律を守らなくてよいといった発言は、国家公務員として不適切ではないか。また、インフルエンザに係る一連の発言についても、厚生労働省の医系技官として発言しているが、国民の不安を煽り混乱させている。組織としてこのような職員を採用しているのはおかしい。上司に報告して、何らかの対応をしてほしい。	⑤	ツイッターでの発言は、厚生労働省としての見解ではなく、あくまでも個人的な意見を述べたものと思われるが、ご意見として承り、省内で報告しますと回答しました。
2			
3			
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	327 件	3 件	0 件	88 件	0 件	418 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	7 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	411 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	有期労働契約を合法化している現行制度を変えてほしい。 有期労働契約は禁止してほしい。	④	現在、厚生労働省において開催されている「有期労働契約研究会」に対する貴重なご意見として承りました。
2	労災の休業補償給付を請求したが、なかなか決定がされない。 そんなに時間がかかってしまうものなのか。	①	事案によっては、調査に時間がかかることもあることを説明し、ご理解を求めました。 また、労働局を通じて、請求人に対して現在の進捗状況を懇切丁寧に説明するよう指示しました。
3	労災の遺族補償給付が支給決定されたと聞いて、被災者の血縁者である者が、労働基準監督署に、いつ誰に給付が支払われたのか等を聞いたが教えてくれなかった。 どうして教えてくれないのか。	①	個人情報保護の観点から、労災保険の支給決定に関することは請求人本人にのみお答えするのが原則となっているため、例え血縁者であっても教えることはできないことを説明し、ご理解いただきました。
4	昼間アルバイトをし、夕方から別のアルバイトをしようとしても後者の事業場が法定労働時間を超える時間外労働の割増賃金が支払えないとしてなかなか雇ってもらえない。	①	労働者の保護の徹底を期するため、事業場を異にする場合においても労働時間を通算して時間外労働分に対して割増賃金を支払わなければならない旨説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	労働基準監督署の監督任務を廃止し、警察が労働基準法違反を含む企業犯罪を取り締まるようにしてはどうか。	①	単なる取り締まりを目的とするのではなく、労働者保護の観点から労働条件の最低基準を定める労働基準法の遵守をされるよう、事業場等を指導して是正させることが重要であることを説明し、ご理解を求めました。
6	家族が勤務する会社の労働条件に問題があると思っているが、どこに行ったらいいのか。 また、訴えた人間を特定できないような形で会社に調査にはいつていただきたい。	①	管轄の労働基準監督署にご相談いただければ対応させていただくこと、労働条件に関するご相談や情報提供は、労働者本人のみならず、ご家族からでも受け付けていること、通報者を匿名として調査を行うことが可能であることについて、説明し、ご理解いただきました。
7	労働者を救済するためにも、未払賃金の立替払制度において倒産の要件の緩和など適用条件の拡大をしてほしい。	①	未払賃金の立替払制度の対象については、中小企業において労働基準監督署長が事実上の倒産していると認定した事業場を退職した労働者を要件としているなど法の趣旨を説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	31件	4件	0件	142件	0件	177件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	14件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	65件
	法令遵守違反に関するもの	5件
	その他	93件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	平成22年4月1日に雇用保険料率が改定となったが、例えば2月か3月の早い段階で情報を流すといったことはできなかったのか。保険料を従業員から追徴する必要がある。		3月の段階ではまだ国会で審議中であるため、改正前にお知らせすることは困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	履歴書や職務経歴書を返却してくれない会社、応募者に無断で処分してしまう会社があるので注意してほしい(求職者からのご意見)。		ハローワークでは、求人企業に対して、原則として応募書類は返却するよう要請していること、事情により返却できない場合には、あらかじめ求人票にその旨を記載するよう指導していることを説明しました。また、応募書類の返却が遅れている場合には、求人企業に督促していることなども説明しました。
3	現在就職活動をしている。採用面接において、両親の職業等を聞かれたが、これは適当なのか。不適當である場合、指導を行っていただきたい(具体的な情報の記載なし)。		事業所名、所在地等を教えていただければ、事実関係を調査し適切に対処する旨ご説明しました。
4	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人へのアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請も行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
5	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と求人条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人票の修正等の指導を行うこととしております。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークの求人に応募したら女性を採用したいと言われた。これは男女雇用機会均等法違反ではないか。指導すべきである(具体的な事業所名の記載なし)。		ハローワークでは、事業主に対し、男女雇用機会均等法等の趣旨を踏まえ、性別や年齢ではなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しております。なお、具体的な事業所名を通報いただければ、事実関係を確認し適切に対処する旨ご説明しました。
7	ハローワークで募集していた求人に応募し採用された。しかし、採用後数か月経過してから、求人票に記載された業務とは違う業務に配置転換となった。このような場合の相談先を教えてください。		該当労働局の最寄りの総合労働相談コーナーの所在地、連絡先をお伝えしました。
8	退職してから数ヶ月が経過した。先日、ハローワークに相談したところ、申請手続きを失念しており、自己都合で離職しているため支給開始は約3か月後と言われた。支給開始時期を早めることはできないのか。		雇用保険の受給に当たっては、退職した後、事業所から退職者ご本人あて郵送される離職票に関係書類を添えて、ハローワークに申請手続きを行っていただくことが必要であり、申請手続きを失念していたことを理由として、支給開始日を早めることはできない旨ご説明しました。
9	雇用失業情勢が厳しい。ハローワークは、平日午後5時以降及び週末も窓口相談を行うべきだ。		平成17年度から主要なハローワークにおいて、平日午後7時までの開庁時間の延長及び土曜開庁を実施していることをご説明するとともに、そのような最寄りのハローワークをお知らせしました。また、インターネットにて求人検索が可能なお知らせもあわせてご説明し、ご理解いただきました。
10	雇用保険の失業等給付の不正受給を企てようとしている者を知っている。調査してほしい(具体的な情報なし)。		不正受給を企てている者の氏名など具体的な情報を教えていただければ、該当労働局に対して調査を指示する旨ご説明しました。併せて、ハローワークでは、雇用保険の失業等給付の不正受給に関する情報が入った場合には、事実関係を確認するため調査を行っております。また、不正受給が認められた場合には、返還手続きをとるなど厳正な対処を行っている旨ご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	10件	105件	0件	15件	2件	132件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	108件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	19件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	5件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	先般、労働政策審議会において「おおむね妥当」と答申された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人で在職する職員を包括承継するのではなく、採用方式とすることとされているが、重大な雇用問題が生じるものであり、本法案の作業の中止を要請する。 (ほか同様の意見104件)		組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や、採用方式など、様々な方式があり得ます。 今般、包括承継ではなく、採用方式をとるのは、雇用・能力開発機構については、各種施設の設置運営の在り方等について問題を指摘されてきたことから、法人を廃止し、抜本的に組織を見直すこととしたため、職員の雇用契約についても、いったん整理する採用方式を採用することとしたものです。 雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしています。 具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年12月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えています。 当省としても、関係独立行政法人において、雇用問題への配慮という趣旨を十分踏まえた対応がなされるよう要請してまいりたいと考えています。
2	雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人では、現職員を「採用方式」とすることとしているが、採用されなかった現職員に対しては、職業訓練の受講機会を確保するなど、配慮が必要である。		1の「対応」で記載のとおり、当省としても、雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮してまいります。
3	地域職業訓練センターについて、平成22年度末をもって雇用・能力開発機構の業務として廃止し、希望する地方自治体に対して建物を譲渡することとしているが、地域の実情を十分に踏まえて、その機能が今後とも維持されるよう、国として責任をもって対応いただきたい。 (都道府県からの要望)		地域職業訓練センターについては、できる限り地方自治体の皆様方に円滑に譲渡を行うことができるよう、その条件の検討を進めてまいりました。 この結果、建物の時価及び解体費用について鑑定評価等を行い、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、解体費用が時価を上回る場合には無償で譲渡することとしました。
4	雇用・能力開発機構の廃止に伴うポリテクセンターの都道府県への移管条件については、事前に移管先である都道府県の意見を十分に聞いた上で整備すべきである。 (都道府県からの要望)		ポリテクセンターについては、閣議決定を踏まえて、雇用のセーフティネットを維持する観点から国の責任で運営するとともに、希望する都道府県には受け入れやすい条件を整備した上で、その機能維持を前提に移管することとしています。 ポリテクセンターの移管条件を決定するに当たっては、平成21年4～5月にかけて全道府県に対してヒアリングを実施するとともに、平成22年2月においても都道府県にアンケートを実施し、意見を聞いたところです。 都道府県の御意見を踏まえ、他省庁と必要な調整を行うとともに、ユーザーである労使を含む労働政策審議会等で議論いただき、都道府県への移管条件を含む法律案要綱を同審議会に諮問し、答申を得ているところです。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	職業訓練の受講を希望しているが、既に雇用保険の支給が終了しているため、訓練・生活支援給付を受給したい。雇用保険の支給を受けたことがある者についても、訓練・生活支援給付の対象にしてほしい。		訓練・生活支援給付は、雇用保険の受給が終了された方を含めて、雇用保険を受けられない方が安心して職業訓練を受講いただけるよう給付するものです。 このため、一定の要件を満たしている場合には、雇用保険の受給が終了された後から、職業訓練を受講いただいている期間、訓練・生活支援給付を受給できます。
6	全国の職業訓練施設や、訓練コースの一覧を教えてください。		厚生労働省や雇用・能力開発機構のホームページを御紹介したほか、お近くのハローワークでも御相談・御照会いただける旨を伝えました。
7	ジョブ・カード様式5について、具体的な書き方を教えてください。		ジョブ・カード様式5を初めて作成する場合は、ご自身の今までの経験を踏まえて、できることや自信があることなどの強みを中心に記載していただくようお願いしました。また、記載例の掲示されている厚生労働省のホームページアドレスも参考までにお伝えしました。
8	ジョブ・カードは自分で加工して作成してよいか。		(お問い合わせの趣旨を伺ったところ)記載項目を変更したいという希望であったため、項目を変更するのは、統一様式であることから不可であることをお伝えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	201件	0件	0件	132件	181件	514件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	114件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	400件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当よりも保育所を増やすことが必要。 ・所得制限を設けるべきである。		貴重なご意見として承りました。
2	児童扶養手当の父子家庭拡大について 子ども手当が創設され、児童扶養手当も父子家庭に拡大するというのは、やり過ぎではないか。税金の無駄使いはやめていただきたい。		貴重なご意見として承りました。
3	認可外保育施設で死亡した子ども(原因はSIDS)を預けていたご両親の方から、当該施設は、SIDSの予防に関する事項を全く守っていない、応急処置のできる職員もいない、救急車や保護者への連絡もないような施設に対して、罰則はないのか。		認可外保育施設指導監督基準等について説明し、児童の安全確保の観点から、都道府県等が認可外保育施設への指導監督、改善指導等の措置を図ることとされていますので、施設が所在する都道府県等にご相談いただきたいと説明しました。
4	マタニティマークを交通機関だけでなく、自治体でも配布して欲しい。		貴重なご意見として承りました。
5	パートタイム労働法を改正して規制を強化して欲しい。数多くの事業所では同法の違反が見られ、労働者が守られていない。法の違反が確認された事業所に対しては、営業停止処分等の行政処分を課すことができるようにすべきではないか。食品衛生法では食中毒等が発生した場合には営業停止になるのに、労働者の命や生活はそれより軽いのか。		貴重な意見として拝聴し、パートタイム労働法の趣旨等について説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	(自治体を特定して)自治体の職員の資質等に不満がある。児童福祉・障害児福祉行政に携わる者として不適当な言動が見受けられる。国から当該自治体を指導すべき。		一般的に、地方公務員である自治体職員の待遇等について、国は自治体を指導する立場にはない旨をお伝えしました。
7	カナダの大学に留学して、児童福祉を専攻したいと考え、志望先の大学への入学手続きを進めていたところ、先方から提出を求められた「インターベンション チャイルド ウェルフェア レコードチェック」(履歴、経歴から子どもを扱う職業に就いても問題がないと言うことを証明する公的機関が発行する文書で、アメリカやカナダにある制度)の発行をお願いしたいという趣旨の相談。(カナダの日本領事館に相談したところ、厚生労働省に問い合わせるようアドバイスされた模様)		厚生労働省として、問い合わせにあるような個人の履歴や経歴に係わる証明書の発行は行っておりません。児童相談所においても同様にそのような証明書の発行はしていないと回答したところ、先方(相談者)は了解し、志望先の大学に再度相談してみるとのことでした。
8	「女性と仕事の未来館」で開催しているセミナーにここ数年間参加しており有意義であった。まだ主婦で仕事を始められるか不安だらけだった私が再就職を決意するにあたり、参加したセミナーに背中を押してもらった気がする。俟約は必要かもしれないが、今後も女性が働ける環境を整備する力強い味方として「女性と仕事の未来館」を存続してほしい。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 大武 喜勝(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	88 件	2 件	0 件	30 件	0 件	120 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	16 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	102 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	日本弁護士連合会が、生活保護受給者に自動車保有を認めるよう意見書を提出したとのことだが、いい加減にして欲しい。生活保護を受けていない人は、医療費の自己負担に苦勞し、いろいろと我慢している。生活保護受給者も我慢してもらっても良いはず。	①	ご意見としてお伺いしました。生活保護制度において、自動車の保有については、事業用や障がい者の方の通勤・通院など一定の条件を満たす場合に限り、保有を認めているところでございます。
2	3人の子を持つ母親ですが、病気の子がいるため入院の付き添いや食費でお金が掛かり切り詰めた生活を送っています。6月に子ども手当が支給されても生活保護では収入と見なされ差し引かれてしまいます。改善をお願いいたします。	①	生活保護では、こども手当の創設を踏まえ、こども手当を収入認定したうえで、こども手当の効果が生活保護世帯に満額及ぶように、児童養育加算を認定しているところでございます。
3	70歳代の母がいる。一生懸命働いて定年をむかえたが、国民年金の支給額は5万円である。なぜ、生活保護受給者は2倍以上貰うことができるのか、納得できない。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございませう。
4	失業して生活に困っているので生活福祉資金の貸付申請をしたが、社会福祉協議会における審査決定をもっと迅速に行ってほしい。	① ④	貸付を行う際には一定の審査手続が必要であり、ある程度の時間を要する場合もございませうが、現在、失業等により収入がない方については、緊急の支援を必要としていることから、より迅速な貸付審査が行われるようお願いしております。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

5	生活福祉資金の福祉費について、自営業者は事業経営と生活は切っても切り離せないのだから、自営業者に対しては生活費も貸付対象にしてほしい。	④ 貴重なご意見としてお伺いしました。
6	担当の民生委員から嫌がらせを受けたので、この民生委員を指導してほしい。	① 民生委員の職務に関する指揮監督権が都道府県にあることをご説明するとともに、ご相談頂いた内容について当該自治体へお伝えしました。
7	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合の職員の対応等に関する苦情相談。	④ 室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 ⑤ 検討後、当該組合に対して、職員の対応については、契約者にわかりやすく、また真摯にご説明するように伝え、ご相談内容を報告しました。
8	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① 現在、当該ルートの受験資格については、検討会を実施し調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。 ④
9	EPA制度に対するご意見。労働力不足を補うために外国人介護福祉士候補者を国家試験合格に導くよう試験内容の緩和を求めるもの。 (※EPAとは経済連携協定のことです。)	① EPAは労働力不足を補うことに目的があるわけではない事、現場に混乱を来さない範囲で言葉の置き換え等を検討している事、及び国で22年度に実施する日本語習得支援事業についてご説明した。
10	介護福祉士等修学資金貸付制度の概要について教えてほしい。	① 介護福祉士等修学資金貸付制度について制度の概要を説明し、ご了解いただきました。
11	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	① 社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	訪問系の事業所をやっているが、請求事務が複雑で非常に煩雑になっており、この点はぜひとも改善していただきたい。 また、訪問系の事業所は、請求事務を始められるのは毎月3日以降であり、特に私の事業所のような事務員を雇えないところは、ヘルパーの仕事の合間に請求事務を行わなければいけないことから、10日が締め切りというのは日程的にかなり厳しい。施設系は10日が締め切り、訪問系は15日が締め切りというような柔軟な対応を望む。また、この対応が困難であれば、報酬の増や加算などではなく、直接事務員を雇えるような仕組みを構築していただきたい。		請求ソフトについては、今後のシステム構築にあたり貴重なご意見として拝聴いたしました。請求の締め切り及び事務員の件につきましては、省令等で定められていることをご説明し、いずれも貴重なご意見として、部内関係者と情報を共有いたしました。
2	移動支援事業において、外出先(運動施設)までの移動の支援だけでなく、施設内の支援も行うべき。視覚障害者が施設で運動器具を使用する場合、付き添いがいないと危険である。		移動支援事業は市町村が地域の実情に応じて柔軟に事業を実施できる地域生活支援事業の一つであり、支援内容については市町村が定めておりますと説明しました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 鈴木敦士(内線3919)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	31件	0件	0件	9件	15件	55件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	6件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	47件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	海外で生活している人が日本に戻ったときに場合、介護保険は使えるのかという質問をいただきました。		介護保険制度では、日本の市区町村に住所を有する65歳以上の方と、同じく日本の市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者としており、日本に帰国して当該要件を満たせば被保険者となり、介護が必要な状態であるとして要介護認定(又は要支援認定)を受ければ介護保険の給付を受けることができる旨説明しました。
2	事業者の方から特別養護老人ホームの部屋に認知症用離床センサーを設置することは虐待に当たるかのご質問をいただきました。		離床時に転倒の危険性があり、それを回避するためなど、利用者のケアに必要であれば、虐待には当たらない旨回答しました。
3	夜間に訪問してくれるヘルパーに関する施策を6月から実施すると大臣が話していたと思うが、早く夜間に訪問するヘルパーを確保してほしい旨ご意見を承りました。		夜間の訪問介護員の確保については、今後の制度改正の議論の中で検討事項になると思われる旨説明いたしました。
4	事業者の方から特別養護老人ホームの宿直の時間についてご質問をいただきました。		基準で時間を定めてはいないが、一般的には事務室職員が不在となる、午後5時30分～午前8時30分頃までが想定され、具体的には事業所の規定により決めていただきたい旨回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	介護報酬の改定に関する議論はどこで行われているかとの照会をいただきました。		社会保障審議会介護保険給付費分科会において議論が行われている旨説明いたしました。
6	一般の方から、介護職員処遇改善交付金について、申請しない事業所に対してペナルティを課し、必ず申請させるようにすべきとのご意見をいただきました。		基本的に処遇改善は労使の合意の下に決定されるものであり、賃金に対する考え方や水準がさまざまであることから、事業所の判断で申請していただくこととしていること、ただし、国としてはできるだけ交付金を活用していただきたい旨お願いをしていることを説明しました。
7	都道府県より、要介護認定を受けていなくても住所地特例の対象となるのか、という質問がありました。		被保険者であれば、要介護認定の有無にかかわらず住所地特例の対象となる旨説明しました。
8	居宅介護支援事業の独居高齢者加算の算定の際、確認の書類として住民票が必要となるが、本人のためでなく、事業者の利益のために住民票を取るのをおかしい。		独居高齢者加算は、直接的に本人の利益となるものではないが、独居の高齢者の居宅介護支援業務に対して報酬上の評価を行うことで、ケアの質を確保し、独居高齢者の在宅生活を支援することにつながる旨回答いたしました。
9	緊急時訪問看護加算は実際に訪問をしないと加算されないのか。それとも体制を整備すれば加算されるのかとの照会をいただきました。		体制を整備すれば加算算定できる旨説明しました。
10	診療報酬は今年度に改定されたが、介護報酬は改定しなかったのかとの照会をいただきました。		介護報酬は平成21年度に改定を行い、今年度は改定を行っていない旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	62件	0件	0件	3件	0件	65件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	7件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	8件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	50件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	後期高齢者医療制度の保険料の計算方法が複雑で分からない。		保険料の計算方法について説明しました。
2	後期高齢者医療制度はすぐに廃止すべきである。		現在、平成25年4月からの新たな制度の施行を目指して検討を進めているところであるが、一定程度の時間を要するためすぐに廃止することはできない旨を説明しました。
3	先日、コンタクトを購入のためいつものコンタクト店の隣に併設されている眼科で診察を受けコンタクトを購入してきました。その時、眼科で支払った金額と以前、同じ眼科で診察を受けた時の診療費が異なっていた為、受付の方に「診療費が変わったのですか?」と尋ねたところ、「6ヶ月経ったので初診料を頂いてた」との答えでした。初診料をとってよいのでしょうか。		患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱いますとお伝えしました。6ヶ月という期間のみによって初診かどうかの判断をするのではなく、継続中の診療であるかどうか判断の基準となる旨をあわせて説明しました。
4	私は診療所の医師であるが、地域医療貢献加算はどういった目的で新設されたのか。24時間働けという趣旨なのか。		地域医療貢献加算は、患者が地域で安心して医療が受けられるようにすることを目的とし、地域の身近な診療所において、患者からの夜間・休日等における問い合わせ等に対応することを評価するためである旨を説明しました。
5	出産育児一時金を、お産の前に受け取ることの出来る制度はないのか。		出産育児一時金はあくまで産後に支給されるものですが、保険者によっては貸付制度を設けているところもある旨ご説明しました。
6	直接支払制度に係る合意文書は、医療機関においてどの程度の期間保存しなければならないのか。数がたまってきたので処分したいと考えている。		出産育児一時金の請求に係る消滅時効に照らし、出産日から最低でも2年間は保存して頂きたいとお答えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

国民の皆様の声 把握方法別	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	9件	1件	0件	30件	0件	40件

国民の皆様 の声の 内訳(大分 類)	政策・制度立案への提言	20件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	13件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。(同旨他1件)		行政刷新会議において、年金担保貸付制度は廃止という結論が出されたことは厚生労働省として受け止めております。 行政刷新会議においても言及されましたが、廃止するにあたっては代替となる制度を整備する必要があることから、サンプル調査を実施後、必要な対応策を講じることとしています。
2	現在の制度は男女平等を謳う現代の日本にはそぐわないものが多い。そのなかでも児童扶養手当、遺族基礎年金について。なぜ児童扶養手当は母子家庭では受け取れて父子家庭では受け取れないのか。なぜ遺族基礎年金は妻は受け取れて夫は受け取れないのか。制定された当初の時代に沿って作られた制度と考えられるが、現代の価値観で考えて厚生労働省はこれをおかしいと思わないのか。大黒柱の妻が死んで父子家庭になってしまったら、どうやって生きていけばいいのか。私にはまだ子供はいないが、産まれたら将来的には夫に家庭を任せようと考えている。是非制度の改正をお願いしたい。		ご指摘の通り、遺族基礎年金の支給対象となるのは、子のいる妻又は子どもであり、父子家庭は支給対象になっておりません。この改善に向けて遺族年金については、男女による支給要件の違いの問題のほか、国民年金と厚生年金で制度が異なること等についても検討が必要と考えています。こうしたことから、遺族年金の在り方については、新たな年金制度創設に向けた議論の中で検討してまいります。
3	昨年10月から厚生年金を受給したが、今年1月から年金が受給停止になった。問い合わせたところ高齢者雇用により雇用保険から22,000円ほど支給されているということで停止された。しかし現在の月給は、16万円ほど、年金支給額は65,000円なのに22,000円の40%をカットするという。年金事務所で聞いたところ、法律だからしょうがないと言われた。納得いかない。		雇用保険の高年齢雇用継続給付は、働き続けようという方に対する所得保障である一方、老齢厚生年金は、基本的に職業から引退した方に対する所得保障であり、給付の趣旨が異なるものであることから、両者の間で給付調整を行っています。その際、雇用継続の援助促進という高年齢雇用継続給付の趣旨を考慮し、高年齢雇用継続給付の4割相当の調整としており、通常の賃金と年金の調整よりも緩やかなものとしています。いずれにしても、今後の新年金制度の創設に向けた検討の中で、ご指摘の点も含め給付のあり方について議論してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	消えた年金も大事だが、第3号被保険者問題のほうが大事。第3号被保険者問題の一番問題なのが保険料負担の不公平感。第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者全員で負担しており、その中には母子家庭や、独身女性、共働き女性も含まれている。片方では保険料を払い、片方では保険料負担なしで同じ金額の年金を受け取る。所得が低い人や障害があって保険料が免除になっている人ならまだ保険料負担がないことに納得できるが、その免除の人たちは免除の種類に応じて受け取れる年金額は2分の1、3分の1など削られたものになる。改正してほしい。		公的年金制度は、社会全体での相互扶助の仕組みであり、負担能力に応じた保険料を納めていただくという原則に基づいて、被用者年金制度全体で第3号被保険者の費用を分担しています。ご指摘の点については、重要な論点であり、新年金制度の創設に向けた検討の中で議論してまいります。
5	雇用保険の失業給付と老齢厚生年金は別々に保険料をかけているにもかかわらず、給付については同時にもらうことができないようにしているのはおかしい。併給しない理由は何か。併給できるような制度改正をするべき。		65歳未満の方に支給される老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は、老齢厚生年金の基本は職業生活から引退した方に対する所得保障であり、就業意欲と能力があり働き続けようという方に対する所得保障として失業給付を受けている方に支給することは趣旨に合致しないこと。 一つの離職期間に対して、老齢厚生年金と雇用保険の失業給付の両方の給付が支給されることは、社会保障としての所得保障を重複して行うことになること。 から併給の調整を行うこととしています。いずれにしても、今後の新年金制度の創設に向けた検討の中で、ご指摘の点も含め給付のあり方についても議論してまいります。
6	年金記録等が判明し手続き(再裁定)したのに、支払いが遅すぎる。 高齢なので、早くしてほしい。		再裁定の処理の迅速化のため、再裁定の処理体制の強化を行い、平成21年3月には、再裁定の申出受付から支払いまで、平均7.2か月程度要していたものが、平成22年4月末時点で、平均2.8か月まで短縮しているところですが、複雑な事務処理が必要なケースにおいては、時間を要している場合がありますので、ご理解願います。 引き続き、お支払いまでの期間の短縮化に努めて参ります。
7	子供が20歳になり、国民年金の案内をいただいた。学生のため、支払猶予の申請を市区町村役場に送ったが、タイムラグがあるのか、年金事務所から、年金手帳が送付され、再度支払猶予の申請の案内がきた。市区町村役場への申請が年金事務所にタイムリーに伝わっていない。また、年金事務所、市区町村役場共に、問合せ先として、電話番号しか書いておらず、電子メールやファックスでの連絡ができないので、非常に不便を感じている。 国民生活の利便性向上のために、一元的な情報管理体制の構築と平日昼間に働いている人を考慮し、電子メール等の活用を検討されたい。		日本年金機構において、年金手帳送付時の同封物の取扱いについては、各年金事務所(事務センター)の工夫により実施しているところですが、ご指摘のとおり、市区町村の情報がタイムリーに伝わらない場合も考えられますので、ご要望については、貴重な意見として承るとともに、日本年金機構と共に情報を共有し、同様の事象が生じないように注意して参ります。 また、日本年金機構では、年金事務所への問い合わせは個人情報にかかわるため、電子メールやファックスでは、発信者をご本人であるという確認をとることができないことから行っておりません。 ご要望については、貴重な意見として承り、日本年金機構と共に情報を共有いたしました。
8	国民年金保険料、これ以上値上げしないでください。失業者には払えません。		年金保険料は年金制度の持続可能性を確保するため、平成29年度にかけて段階的に引き上げることとしています。平成22年度の国民年金保険料額は、法律に規定されている額(14,980円)にこれまでの賃金や物価の変動を反映し、15,100円とされたところです。なお、失業等により国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料免除制度を利用する方法もありますので、詳しくは、日本年金機構にお問い合わせください。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
9	日本年金機構(障害業務部、年金事務所)の電話が繋がらない。		日本年金機構に、個別のケースについて事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。
10	日本年金機構職員(委託業者、市区町村国民年金担当職員含む)の対応が悪い。(同旨他4件)		日本年金機構に、個別のケースについて事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	政策統括官(社会保障担当)
照会先	政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 竹林 悟史(内線7704) 経理係 大平 泰士(内線7709) (ダイヤルイン 03-3595-2159)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	【ご意見:厚生労働白書について】 付録、邪魔なんですが？白書って何の為に発行するのか、官僚の皆さんは分かっておいでなんでしょうけどね。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		貴重な御意見として承りました。省内で情報共有するとともに、今後の白書作成の参考にさせていただきます
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年5月21日～5月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	10件	0件	0件	1件	0件	11件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	10件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	(NPO関係者の方からのご要望) キャリアマトリックスは就職支援活動に大いに役立っている。利用無料でこれに匹敵するサイトがどこにあるのか。継続的な整備が不可欠だ。 ぜひとも継続をお願いします。		「事業仕分け」における指摘を踏まえたキャリアマトリックスの見直しを検討するに当たって貴重なご意見として参考にするとともに、部局内において情報を共有しました。
2	非正規労働者については一般的に労働組合に加入できない状況にあると言われている。厚生労働省としてそのような状況を把握すべきとの意見があった。		寄せられた意見について、室内において情報を共有しました。
3	あっせんについては、都道府県労働委員会と労働局が行うものの2種類あるとのことだが、どう違うのか。労働関係調整法にはあっせん、調停、仲裁の3つの種類があるとのことだが、どのように違うのかとの問い合わせ。 同様の問い合わせが他2件あった。		都道府県労働委員会が行うあっせんと労働局が行うあっせんについての違いを丁寧に説明しました。また労働関係調整法に基づくあっせん、調停、仲裁の各制度について丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
4	労働契約承継法の労働者及び労働組合への通知について、7月30日に株主総会を行う場合の「通知期限日」である「株主総会の日の2週間前の日の前日」とは具体的にいつになるのか。		通知期限日の解釈について丁寧に説明し、7月15日になる旨、お伝えしました。
5	採用予定者や海外勤務者について、労働契約承継法の労働者への通知をどのように行えばよいか教えてほしい。		労働契約承継法指針の該当箇所及び考え方について丁寧に説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	厚生労働省HPに掲載している労働契約承継法の概要(パンフレット)をみると、他の会社から分割会社へ出向している労働者の労働契約は、分割契約等に定めて承継会社等に承継させることはできない旨、記載されているが、ここでいう労働契約とは、出向元と労働者との労働契約という理解でよいか。		パンフレットの該当箇所について、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
7	吸収分割後の承継会社には、従来の就業規則と分割会社から承継された労働者に適用される就業規則という内容の異なる2つの就業規則が併存することになるが、分割会社から承継された労働者に適用される就業規則についてどのように取り扱えばよいか。		会社分割の際の就業規則の取扱いについて丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
8	労働契約承継法の労働者への通知について、厚生労働省HPに掲載している様式例と同じでなくてはならないか。		HPで掲載している様式例は一例であり、法令に規定する通知事項を満たしているのであれば、実態に即して変更していただくことは問題ない旨、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
9	会社を吸収合併する場合、従前の会社の有給休暇日数は通算されるか。		合併後の存続会社は消滅会社の権利義務を包括的に承継するという包括承継の考え方について丁寧に説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年5月21日～5月27日受付分

部局(課室)名	日本年金機構	
照会先	サービス推進部 お客様相談グループ長	高水 徹 菊地 重人 (代表電話)03-5344-1100 (内線)

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	2件	337件	22件	0件	41件	0件	402件
	地方分	35件	90件	22件	0件	3件	0件	150件
合計	37件	427件	44件	0件	44件	0件	552件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	142件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	410件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	年金を受取るために必要な加入期間が最低25年となっているが、年金を受取るための要件を撤廃し、自分が納付した期間と免除を受けた期間に応じて支払をするような年金制度に改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	自分の娘が、20歳8ヶ月で脳出血の後遺症による肢体不自由になり、障害基礎年金の請求をしたが、保険料の納付要件を満たしていないため不支給決定となった。納付要件について、今後柔軟な対応ができるように制度を改善して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	現在53歳の厚生年金保険加入者であるが、医者から癌を宣告され、数カ月しか生存できないと言われている。遺族年金の対象者もないので、亡くなってしまうと、保険料をずっと納めていても何の給付も受けられない。せめて、近いうちに亡くなるのが分かっている者への一時金や亡くなる時まで保険料を免除出来るような制度に改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	平成7年4月から平成15年3月までの間に納付した賞与分の特別保険料が年金額に反映していないと聞いている。保険料を納めているのに年金額に反映しない制度には、納得ができない。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	先日、妻が亡くなりました。58歳で加入期間が351月あり、払い込んだ保険料も852万円になりますが、何も支給されませんでした。支給資格のある人には、一定割合で一時金を遺族に支給すべきだと思います。死んだ人間に何も支給しない制度では、若者は年金離れをしてしまいます。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	国民年金保険料について、付加保険料付で口座振替をしている。今年度分の「国民年金保険料口座振替額通知書」が届いたが、振替額の総額のみが記載されているだけで、内訳が分からない。毎年保険料額も変わっているのに、今後内訳も記載するようにしてほしい。		現在「国民年金保険料口座振替通知書」については、付加保険料が含まれていることがわかるように様式の見直しに取り組んでいます。
7	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が多数ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
8	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。		記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
9	ねんきんダイヤル(委託先業者)に電話をかけたが、対応したオペレーターからは挨拶もなく、言葉使いも悪かった。その上、的確な回答がなかった。		日本年金機構として、事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。
10	年金再計算(再裁定)による支払いが遅い。高齢で健康面に不安があり、出来るだけ早く支払ってほしい。(同様なご意見が多数ありました。)		複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
11	健康保険・厚生年金保険適用関係書類の処理や国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い等のご指摘をいただきました。		事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。